

市長リポート No.85

松木踏切

立体交差化へ

2月13日、松木町内会と市との間で、松木踏切の立体交差化について確認書を交わしました。

松木踏切は、昭和25年に

都市計画街路大館駅東大館線、松木線などの整備計画が建設省の認可を受けて以来、歩行者や自動車が横断する際の安全確保の面から、約半世紀にわたって懸案となっているものです。この間数度、松木踏切の立体交差化が検討されてきましたが、巨額に上る事業費の問題などからいずれも実現にいたってはいませんでした。

松木踏切立体交差化の計画が実現すると、松木踏切の下には地下道が設けられ、既存の踏切が廃止されます。これにより、歩行者や自動車が安全かつスムーズに横断出来るようになります。

立体交差が実現するまでには、JRや小坂鉄道との協議を重ね、財源を確保するなど、克服しなければならない問題はまだ残されていますが、今回、市が策定した立体交差化案について地元町内会と確認書が交わされたことは大きな進展といえます。また、松木踏切立体交差化と並んでJR大館駅前再開発の課題となっている都市計画街路大館駅東大館線の小坂鉄道大館駅構内横断についても、解決に向けてはすみがつきそうです。

小 知 元



加入しましょう 交通災害共済

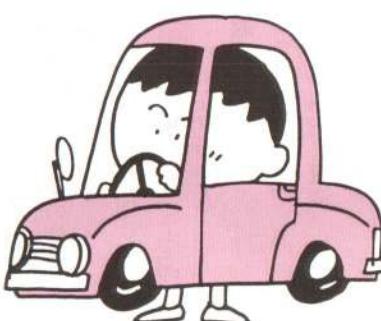
わずかな掛け金で 大きな安心を

市では、七年度の「交通災害共済」と「不慮の災害共済」への加入を受け付けています。これらの共済には年齢による加入制限がなく、大館市に住民登録している人であればどなたでも加入できます。共済期間は七年四月一日～八年三月三十一日まで。ただし、七年度の途中で加入した人は、加入金を納付した日の翌日から八年三月三十一日までとなります。

交通事故や災害は、いつも皆さんそばにひそんでいます。万が一の事態に備えて、ぜひこの機会にご加入ください。

| 交通災害共済加入金 | |
|------------|--------|
| 小・中学生 | 1人350円 |
| その他 | 1人400円 |
| 不慮の災害共済加入金 | 1人600円 |

※満75歳以上（大正9年4月1日以前生まれ）の人・生活保護世帯の人（要保護児童を含む）・新入学児童については、交通災害共済への加入金を市が全額負担し、加入手続きを行っています。
申込生活課（内線247）または各出張所



ご存じですか 児童手当制度

春は移動期、忘れずに届け出を

児童手当制度は、家庭生活の安定や児童の健全な育成、資質の向上を目的に設けられました。

児童手当は、三歳未満の子供を養育している人が福祉事務所へ申請（認定請求）することによって支給されるもので、認定されると、申請した月の翌月から児童の満三歳の誕生日が属する月まで手当の支給を受けられます。支給される額は、第一子と第二子には月額五千円、第三子以降は月額一万円です。子供が生まれたら、市民課の窓口で出生届をするとともに、児童手当の認定請求手続きをすることも忘れないでください。

まだ認定請求手続きをしていない人はいませんか？ 手続きが遅れると、受けられたはずの月分の児童手当が支給されませんから早めに手続きをしてください。ただし、認定にあたっては所得制限があり、児童を養育している人に一定以上の所得がある場合は児童手当が支給されません。

さて、三月から四月にかけては転勤などで転出等の住所移動が多くなる時期です。大館市から児童手当を受けている人で市外へ転出する人は、児童手当についても届け出が必要です。提出書類は市民



申込 福祉事務所児童福祉係
☎ 49-3111(内線408)

課の窓口にもありますので、住民票の転出届をする時に一緒に手続きを済ませてください。
 また、転出先で認定請求手続きをするには、六年度の児童手当用所得証明が必要です。六年一月一日に大館市に住民票があつた人で、請求手続きをする人は、大館市で所得証明の交付を受けることになりますので、転出の際、忘れずに取得しておいてください。
 なお、市外への転出ではなくても、市内での引っ越しなどで受給者または児童の住所が変わったときには届け出が必要です。